様式第3号(第12条関係)

# 審議会等の会議の記録

| | |
|---|---|
| 会議の名称 | 令和８年度第１回伊勢崎市国民健康保険運営協議会 |
| 開催日時 | 令和８年７月２３日（木）午後１時５５分～午後２時４４分 |
| 開催場所 | くわまるプラザ（保健センター）１階会議室 |
| 出席者氏名 | （委員）<br>町田　浩也　会長　　監物　武直規　委員　茂木　公子　委員<br>酒本　惠子　委員　　山田　俊彦　委員　　岡部　敏行　委員<br>鈴木　君弘　委員　　松本　修　委員　　久保田　秀夫　委員<br>西村　令子　委員　　山下　喜代美　委員　山﨑　博幸　委員<br>馬見塚　晃　委員<br><br>（事務局）<br>中野健康推進部長　　加藤健康推進部副部長<br>井上国民健康保険課長　　澁澤国民健康保険課課長補佐<br>新井国民健康保険課課長補佐　　徳永国民健康保険課課長補佐<br>川端国保係長　　内田給付係長<br>大川健康指導係長　　中島健康指導係長 |
| 傍聴人数 | ０人（公開） |
| 会議の議題 | 報告事項<br>（１）令和７年度 国民健康保険事業の実施状況について<br>（２）子ども・子育て支援納付金分の課税について<br>（３）国民健康保険税の軽減判定所得の見直し及び課税限度額の引上げ・新設について<br>（４）高額療養費制度の見直しについて<br>（５）その他 |
| 会議資料の内容 | 同上 |
| 会議における議事の経過及び発言の要旨 | **１ 開会**<br><br>**２ 会長挨拶** |

| | |
|---|---|
| | **３ 議事**<br>**報告事項**<br>**(1)令和7年度 国民健康保険事業の実施状況について**<br>事務局から令和７年度国民健康保険事業の実施状況について、会議資料に基づき報告を受けた。<br><br>**（質問の概要）**<br>**外国人被保険者の状況について**<br>・伊勢崎市の外国人住民の中で国保加入者は何人いるのか。また、外国人被保険者に関する統計調査について今後の実施見込みがあるか。<br><br>**（事務局回答）**<br>令和８年４月１日時点で、伊勢崎市に住民登録している外国人住民１７，５１４人に対し国民健康保険に加入しているのは３，４８１人、約１９．９％となっている。<br>また、本市では現状、外国人被保険者に係る統計的なデータはない。全国的な状況では、厚生労働省等の資料によれば総医療費に占める外国籍の割合は１．３９％となっており、外国人被保険者に対する給付実績が、被保険者に占める外国人の割合に対して必ずしも大きいものではないということが公表されている。<br>今後、本市の外国人被保険者に対する給付の状況等についてデータを作成することも検討していく必要もあるかと考えているところ。<br><br>**医療機関への重複・頻回受診者について**<br>・医療機関への重複・頻回受診者は実際には何人いるのか。また、マイナ保険証の普及により減少しているのか。<br><br>**（事務局回答）**<br>重複・頻回受診者についての詳細なデータを現在持ち合わせていないため、減少傾向にあるかということも含めて後日回答としたい。<br><br>**（後日回答）**<br>医療費適正化のための取組みとして、医療機関への重複・頻回受診者を抽出し、看護師資格を持つ職員による訪問指導を実施しているが、抽出した対象者全員に訪問指導を行っているわけではない。診療内容や病状の確認により受診行動の改善傾向がある人を除外するなど、看護師が精査し訪問対象者を絞って対応している。<br>抽出対象者数は、令和５年度９１人、令和６年度１６３人、令和７年度１０９人で、マイナ保険証の普及に伴って減少しているとは、現時点では断言できない状況である。<br><br>**(2)子ども・子育て支援納付金分の課税について**<br>事務局から子ども・子育て支援金制度の創設に伴う国民健康保険税の課税に関する条例改正を行ったことについて、会議資料に基づき報告を受けた。 |

| | |
|---|---|
| | （報告について質問等なし）<br><br>**（3）国民健康保険税の軽減判定所得の見直し及び課税限度額の引上げ・新設について**<br>事務局から国民健康保険税の軽減判定所得の見直し及び課税限度額の引上げ等に関する条例改正を行ったことについて、会議資料に基づき報告を受けた。<br><br>（報告について質問等なし）<br><br>**（4）高額療養費制度の見直しについて**<br>事務局から高額療養費制度の見直しに関する法令改正が行われることについて、会議資料に基づき報告を受けた。<br><br>**（質問の概要）**<br>**法令改正の内容について**<br>・今回の改正の中で、長期療養者等に対し国が工夫や配慮した点はあるか。<br><br>**（事務局回答）**<br>今回の改正は、低所得者の区分で一部月額上限額を据え置いたり、年間上限額が新設されたり等、長期療養者や低所得者の経済的負担に配慮されている。<br><br>**（5）その他**<br>その他の意見・質問として委員から発言があり、事務局から説明を受けた。<br><br>**（質問の概要）**<br>**医療機関等での資格確認について**<br>・旧保険証の持参等、マイナ保険証や資格確認書がなく医療機関等を受診してしまった場合、どのような対応となるのか。<br><br>**（事務局回答）**<br>制度上、７月末までは旧保険証で保険診療を受けることができる。また、平日であれば医療機関等が国民健康保険課に問い合わせることで国保の資格状況を回答しており、なるべく一旦全額負担とならないよう対応している。<br><br>・平日は問い合わせで対応してもらえるが、土曜や夜間は難しい。医療機関等が患者から一旦１０割支払ってもらうことは難しいのでどうにかならないか、という思いがある。<br><br>**４ 閉会** |